

再任用制度についての御案内

1 再任用の対象となる方

- (1) 定年退職者
- (2) 定年退職日以前に退職した者のうち次に掲げるいずれかの者（再任用時に定年年齢に達していることが要件になります。）
 - ア 25年以上勤続して退職した者であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までにある者
 - イ 上記アに該当する者として再任用されたことがある者

2 再任用で勤務できる期間

- (1) 定年退職者
定年退職した年度の翌年度から5年間
- (2) 定年前退職者
退職時の年齢等により異なりますので、個別にお問い合わせください。
※令和4年度再任用に係る申込等は既に終了しています。

3 再任用を希望する場合の問合せ先について

毎年、6月末頃に次年度の再任用に係る説明資料等を作成しています。

再任用を希望する場合は、前年度の6月1日から6月末日までに、下の「4 問合せ先」に電話で説明資料の請求をしてください。（退職時所属及び市町村教育委員会への問合せは御遠慮ください。）

説明資料の請求をいただいた後に、教職員採用課から説明資料を郵送いたしますので、8月末日までにお申し込みください。

申し込みいただいた方を対象として、選考を実施します。

4 問合せ先

埼玉県教育局教職員採用課

電話：048-830-6795

5 注意事項

本案内記載の事項は、現在の法令等に基づくものです。今後、変更となる場合がありますので御承知おきください。